

減免が受けられる障害の程度

【身体障害者手帳をお持ちの方】

身体障害者手帳の交付を受けている本人自身が所有する車両(営業用を除く。リース車については買取を目的としているもの。)に限り、普通車を含めて1名につき1台とします。ただし、本人18歳未満の場合は、生計を一にする方が所有する車両でも可とします。(18歳になりますと、減免対象外となりますので翌年度以降は課税になります。)

障害の区分	本人自身が運転する場合	
	障害の程度	障害の程度
視覚障害	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級、3級	2級、3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
上肢不自由	1級、2級	1級、2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		
上肢機能	1級、2級	1級、2級
移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障害	1級、3級	1級、3級
腎臓機能障害	1級、3級	1級、3級
呼吸器機能障害	1級、3級	1級、3級
膀胱又は直腸の機能障害	1級、3級	1級、3級
小腸の機能障害	1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級

【戦傷病者手帳をお持ちの方】

戦傷病者手帳の交付を受けている本人自身が所有する車両(営業用を除く。リース車については買取を目的としているもの。)に限り、普通車を含めて1名につき1台とします。

障害の区分	本人自身が運転する場合	本人のために本人と生計を一にする方または、本人のために本人(身体障害者及び精神障害者のみで構成される世帯の方に限る。)を常時介護する方が運転する場合
	障害の程度	障害の程度
視覚障害	特別項症～第4項症までの各項症	特別項症～第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症～第4項症までの各項症	特別項症～第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症～第4項症までの各項症	特別項症～第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症～第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
上肢不自由	特別項症～第3項症までの各項症	特別項症～第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症～第6項症までの各項症及び第1款症～第3款症までの各款症	特別項症～第4項症までの各項症
体幹不自由	特別項症～第6項症までの各項症及び第1款症～第3款症までの各款症	特別項症～第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	特別項症～第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	特別項症～第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	特別項症～第3項症までの各項症
膀胱又は直腸の機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	特別項症～第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	特別項症～第3項症までの各項症

【療育手帳をお持ちの方】

療育手帳の交付を受けている本人自身が所有する車両または本人と生計を一にする方が所有する車両(営業用を除く。リース車については買取を目的としているもの。)に限り、普通車を含めて1名につき1台とします。

障害の区分	本人のために本人と生計を一にする方若しくは本人のために本人(身体障害者及び精神障害者のみで構成される世帯の方に限る。)を常時介護する方が運転する場合
	障害の程度
	A1、A2

【精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方】

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本人自身が所有する車両または本人と生計を一にする方が所有する車両(営業用を除く。リース車については買取を目的としているもの。)に限り、普通車を含めて1名につき1台とします。

障害の区分	本人自身が運転する場合	本人のために本人と生計を一にする方若しくは本人のために本人(身体障害者及び精神障害者のみで構成される世帯の方に限る。)を常時介護する方が運転する場合
	障害の程度	障害の程度
	1級	1級